

施設養護における諸問題について

山本真一*・角登志子**

Shinichi YAMAMOTO, Toshiko SUMI
Some Problems of the Child Care in Facilities

Abstract: Today, the facilities for the handicapped children who are not supported domestically set up throughout the country as the social policy. But it seems that these are some problems to improve in these facilities.

In view of the above points, we discussed the actual condition of the child life in the facilities.

As the results, children had been brought up under worse condition and their standard of living was low than average one. We expect, moreover, the relationship between the children and the facilities workers will be improved in future.

< 序 >

今日、施設養護として限定するまでもなく、社会福祉問題は拡散的存在として我々の身边に充満しているようである。例えば、独居老人の孤独な死が幾日も過ぎてから発見されとか、交通災害死の後に残された母子家庭の生活苦、又、今日の恐慌ともいえる様相、そして円高不況説による解雇下での失業生活の日々、等々枚挙にいとまない。児童の生活を保障する所といわれる施設養護について検討する場合、いうまでもなく慈恵的、宗教的善意の範ちゅうでとらえることは、すぐれて超歴史的、観念的理解の誤謬を免がれないであろう。

さて、資本主義の高度化にあって、核家族が増大し、しかも児童の扶養は世代的労働力再生産機能として個別的世帯にあるが、その世帯が生活困難、生活危険に陥る時、その児童は児童であるが故にすぐれて自由になる。この時児童も1個の人格として生存権があり、この自由からの解放として社会的養護の展開が求められる。そして、この社会的養護を必要とする対象児童が数多く存在し、更に増大する傾向にあるとすれば、これらの児童の生成を止どめることと同時に現実の施設養護に於ける不備、問題の解決を行う必要がある。

この小論に於ては、施設養護の基本的諸問題を、日本に於ける社会経済システム下で生存権保障の実体化という視点から労働力再生産過程を軸に検討してみたい。その為に、島根県の児童収容保護施設である(A)学園を事

例研究の対象とした。

< 1 >

日本に於ける児童福祉は、社会発展の歴史性と地域民族性による規定的発達史としてみななければならない。一方ヨーロッパに於けるそれはキリスト教の宗教風土と共に人権の確立史的にとらえられるが、その場合に於ても以下に述べるような経済発達上の理解を基底とすることが肝要である。

資本主義成立の基礎は、それまでの封建領主にその生命も、身分も、生活様式も全て従属していた農民(奴)が、人格的自由の確立及び所有していた生産手段から自由になる過程と資本所有者の価値増殖を進める過程の存在である。この成立過程である本源的蓄積期をイギリスでみれば、周知のように、15世紀には毛織物工業と連動して羊毛の生産の為に領主の強権による囲い込みに伴う有能貧民が大量に創出された。しかしその貧民の増大は権力所有者の体制維持への期待を担った絶対王政による労働者法の「血の立法」規定にも拘らず、経済発展の下での社会不安の増大を抑える1601年のいわゆるエリザベス救貧法による対応を生み出した。この1601年法は1) 有能貧民、2) 無能貧民、3) 児童に対し、それぞれ就労の強制、生活扶養、徒弟奉公の強制を行った。ここに於て同法は資本形成へ機能したが絶対王政維持の為に抑圧を軸に救済は<ポーパーの烙印>の上であった。そして、この原則はピューリタン革命から博愛の時代を経ながら18世紀後半からの動力機と配力機による産業革命に

* 島根大学教育学部家政専攻

** 島根県庁農林水産部造林課

よる産業資本主義の時代に於ても、更に救済政策の対象化の限定度を高めるため1834年新救貧法へと継承され、ワーク・ハウステスト及び劣等処遇の強化、救済水準の全国統一として進められた。

いうまでもなく、有能貧民の救済の場としての労役場は第2の牢獄であり、劣等処遇はこの期の原生的労働関係の下、売る自由を得た賃労働者の16時間労働に顕著にみられるように、賃金は価値以下へ切り下げられた。労働力の価値の最後の限界または最低限をなすのは、その毎日の供給なくしては労働力の担い手である人間が、自分の生活過程を更新しえない一定の商品量の価値、従って、肉体的に欠くことのできない生活手段の価値である。労働力の価格がこの最低限に低下するならば、それはその価値以下に下がるのである。」⁽¹⁾という現実の下では貧民救済処遇上の劣等処遇であり、多くを語る必要もない程のものであった。人権以前の生存否定であり、上に述べた政策主体の意図の貫徹以外の何ものでもない。高島進教授の指摘するように救貧法ではなく貧民法として⁽²⁾の実体であった。

労働力の価値には当該労働者自身及び妻子の労働力の再生産費が含まれるべきものであるが、産業資本主義時代の労働の価格の下でのそれは窮乏化を深める以上のものではなかった。そしてマルサスの自助、慈善運動として、世代的再生産機能を崩壊した極貧家庭の児童に対し慈善学校、日曜学校、助教制学校、ボロ学校が発展した。もっともそれは、その学校の教師自身名前さえ書けない状態であったが。しかし、自助に基づく相互扶助は、財政的にも、又、労働手段の発達下で児童、婦人労働の労働市場への参入が熟練工の相対的地位低下をもたらしたように相互扶助組織論的にも崩壊していったが、白い奴隷の状態である労働者の階級的抵抗運動は工場法を生み出した。児童についてみれば、リレー制度によって形骸化されたとはいえ1833年の「工場の児童、年少者労働を規制する法律」が児童の「自由」からの解放、即ち社会的保護の承認として成立した。この承認は同様に婦人にも向けられ、以後男子労働者にも「スカートの下に隠れている」といわれる過程を経ながらも工場法の中に組み込まれていった。そして、その社会的保護も貧民と貧困児童に向けられる時、当然の如くポーパールの烙印と劣等処遇の原則に貫ぬかれていた。

以後独占資本主義段階に入っても、独占はさらに富国強兵の帝国主義要請に答える一面を担わせた、義務教育制度、学童無料給食制度（1906年）、学童健康診断制度（1907年）、児童法（1908年）の成立譲歩を行ったが、ここに於てもこの二つの原則は揺らがなかった。そして全般的危機の段階とあいまって公的扶助、社会福祉サービス（事業）は社会保障の中に包括されていくが、資力

調査は1948年の国民扶助法に於ても存在し救貧法制のなごりから脱却しきれていない。

以上、概括的に資本主義発達に於ける福祉処遇の原則をみてきたが、児童の人権とは背理していると言わざるを得ない。今少し詳述すれば、親達がそうであるように児童の日々の肉体的再生産が最低生存以下に抑圧されてきたこと、そして、社会、文化的遺産の継承過程のうちに生活が存在するにも拘らず、時代の流れの中で確立された人権一言論の自由、選択権、etc—がポーパールの烙印の下で久しく認められなかった。これは先に述べた資本主義成立の基本条件の一方である自由な人格そのものの否定であり、生命の所有関係に立脚した封建制を思い浮べさせずにはいない。

< 2 >

ところで、日本に於いては徳川政権から明治への移行がブルジョア革命による所のみではなく、対外圧力の下での絶対王政確立であり、しかも封建的性格との癒着であった。その下での救貧制度全体についての詳述は別の機会に譲るとして必要な部分についてみたい。明治以後のまとまった最初の救貧制度としての恤救規則が1874年（明治7年）に公布された。吉田久一教授は、その性格を次のようにとらえている。第1に救貧対象を「無告の窮民」という制限主義にたっており、明治政府は絶対主義の富国策の遂行上、何よりも殖産興業をとり、資本の源始蓄積を阻害するような公的救済をなるべく低位におかんとした。第2に家族国家の長としての天皇制的赤子観にたつ慈善が、国家の法規としての救済立法を代替する所として「人民相互の情誼」一村共同体救済の重視、家的扶養の重視、共同体上の個人的道義による救済の重視一をあげ、封建的共同体の中に救貧事業を緊縛し、逆に救貧事業を以て共同体固定化の一翼にしようとするものであった。第3に天皇個人の道義に基づく慈善を国家の政策へ拡大し、中央集権的に行い強い授産主義を臨んだ。この恤救規則は以後産業資本主義を経て帝国主義時代の1929年の大恐慌を受けて、1932年救護法実施まで58年間不動であった。そしてイギリスにみてきたポーパールの烙印と劣等処遇は日本に於ても同様、あるいはそれ以上の抑圧下で貫徹した。救護法に於ても労働能力の無い者に対する扶助であり、もちろんポーパールの烙印として、選挙権、被選挙権は剝奪されていた。そして帝国主義戦争の過程において1937年の軍事扶助法は富国強兵の為のそれへと激化されていった。そして敗戦は新たな展開をもたらしたが、次に児童養護施設に於ける状態を今までみてきた視座からみたい。

< 3 >

生産性の低位な封建社会にあっては、人民（農民）にとって貧困からの回避の手取り早い方法は、口べらしであった。身心共に自立していない弱い存在へ、墮胎、間引、捨子が行われた。明治時代前半の本源的蓄積期に於ける生産手段の労働力育成の必要は政府をして早くも1867年（明治元年）に「鰥寡孤独痲疾ノモノヲ憫ムヘキ事」を出させ、墮胎を禁じ、1871年（明治4年）「棄児養育米給与方」に於て、0才～15才の棄児に年米7斗を給付させた。更に政府は1873年（明治6年）には第3子出産の貧困者へ養育料として一時金5円を給付した。そして前述した恤救規則に於て、13才以下の病弱者へ年米7斗を給付した。米年7斗を単純日割りにすれば、1日1.9合程の扶助である。今すべてを食したと仮定してもこれで生命をつなぐことは不可能であり、児童の人権が発達権を内包する時の扶助が、反面社会不安鎮圧の為に政策的に利用された所は明白であろう。資本蓄積法則の下で労働者の窮乏化は進行し、その下で児童も例外ではなかった。そして戦後まで、この劣等処遇としての生存権、身心の発達権は省みられることはなかった。しかし、その間、社会福祉の代替、補足性も果してきた民間の救済施設が岡山孤児院、浦上養育院、福田会育児院等々育児院として設立された。そのほとんどがプロテスタント、カトリック、仏教によるものであったが「明治42年2月成績優秀な私設慈善施設・団体に対して国庫奨励金、助成金の交付が行われるまで何ら国家による援助

は行われていない。」⁽⁴⁾以後、救護法による送致が育児院へ行われ、又、大戦中には、軍隊人材優先の至上命令によって、児童保護は貧困な要保護児童を省りみることなく進められ、育児院に於てもその例外ではない状態であった。

以上のように戦前までは、国家責任による児童自身の日々の再生産も発達という拡大再生産も保障されず個人的生活手段は天皇制の国家独占資本主義下で児童に消費される機会はなかったといっても過言ではない。敗戦によって、日本国憲法が制定され、主権在民、生存権、労働権、教育権、生活権（25条）が理念としてうたいあげられた。その政策指導はアメリカに負う所が大きい。そして、この混乱期中、戦災孤児、浮浪児はピストルと警棒で狩り込みされ育児院へ送り込まれた。しかし育児院は、みてきたように、そのほとんどは民間の手になるものであり現実に対応できるものでなかった。そこに収容された児童は、生活保障のない施設を飛び出し、巷に散って一人一人生活者として靴みがき、闇市手伝、パンパン等を行う者も少なくない状態であった。ちなみに1949年（昭和23年）の孤児総数は123,504名を数えている。GHQは1946年（昭和20年）社会事業の民主化、非軍事化を求めて無差別平等、国家責任による生活保障、公私分離の原則を要請し、それを受けて1946年（昭和21年）旧生活保護法が誕生した。そして1947年（昭和22年）12月、児童福祉法が憲法の理念の下に制定された。

<表1> 戦後の養護施設経費（国家基準）

資料：全社協編集「養護施設30年」より加工して作成

年 (昭和)	事業費（1人1日）				教育 (月費)	採 暖 費	日 常 費	見 学 旅 行 (一時金)	入 学 支 度 金 (一時金)	就 職 支 度 金 (一時金)	期 末 一 時 費 助 成 金
	飲 食 費	間 食	そ の 他	小 計							
20	—	—	—	(月額) 0.60	—	—	—	—	—	—	—
25	39.46	—	13.64	53.10	—	—	—	—	—	—	—
30	57.06	—	16.65	73.71	(小4) (中3) 179 291	1~5級地 平均 282	—	—	—	—	—
35	66.27	5.0	—	71.27	(小4) (中3) 218 363	510	19.45	(小4) (中3) 440 1,620	—	—	—
40	幼132 他135	—	—	132.02	(小4) (中3) 377 600	700	46.00	(小4) (中3) 1,210 2,920	2,000	10,000	450
45	223	—	—	223	(小1~3) (小4~6) (中1~3) 448 531 1,035	700	87	(小4) (中3) 1,800 5,800	(小1) (中1) 5,500 15,000	10,000	945
50	(月額) 14,622	—	—	14,622	(小1~3) (小4~6) (中1~3) 1,068 1,058 2,101	2,560	—	(小4) (中3) 4,800 13,500	(小1) (中1) 20,000 24,000	10,000	1,760

注1) 昭和50年の飲食費には日常費を含む。

2) 教育費は32年（5円）、日常費は34年、見学費は35年、入学支度金は36年、期末一時援助金は30年、就職支度金は38年、その他は23年（1.34円）、医療費は28年4月より支給、学校給食費は30年より実費支給

3) 金額の単位はすべて（円）

この児童福祉法に於て養護施設は、第41条「養護施設は、乳児を除いて、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護することを目的とする施設とする」とされ、公立の施設が設置されていった。しかし施設数、入所定員に於て全体の $\frac{1}{3}$ ～ $\frac{1}{4}$ 程度を占めるに過ぎず、多くを私立のそれにたよっている状態が続いた。これは前に述べた国家責任の回避といえる。そして周知の如く生活保護法が無差別平等の原則に立たず、厳格な劣等処遇をもって（諸）給付を行っているように、養護施設に於ける養護一身心の発達保障過程に於ても実施されてきたといえよう。養護に必要な経費の国家基準は〈第1表〉に示される通りである。この第1表を見る時、児童の生理的生存権と共に、児童の権利としての発達（身体的、精神的）権をその生活保障という点で忘れてはならない。具体的に検討すれば、身体的生存の為に最低限必要な食、住の生活手段の為に事業費は、例えば児童福祉法の制定された翌年の1948年（昭和23年）に「その他」として1人1日1円34銭が支給されるまで、飲食費のみであった。その後第2表の如く変化していくが、物価上昇分を割引くまでもなく、その扶助額は少ない。事業費の中に日常費を含めるようになった時期である1975年（昭和50年）の月額1人14,622円である。またこの年の生活保護家庭の生活扶助額は1才～17才の平均で16,913円である。このことをみても養護施設の児童の生活用品消費が社会平均的な児童と比べ、低劣に押えられていることが明白である。更につけ加えておけば、昭和45年の飲食費と日常費の比で、50年の事業費を除してみれば1人1日の飲食費は302円となり1食100円程である。また、児童の発達に不可欠な教育費をみると、飲食費同様極めて低額である。児童の生活の基本である身心の発達が劣等処遇の下で十分保障されていないのである。養護施設に収容されている児童は本人に責任がないにも拘らず経済的側面から現実に平等な人権とかけはなれた形で責を負わされているといえないだろうか。ここでも現在の社会経済システムがその制度的破綻をきたさない為の最低限譲歩に於ける政策化として現実を貫いている。

＜ 4 ＞

それでは、実際の施設養護の状態を(A)学園にみてみたい。

(A)学園は島根県の三つの養護施設の1つとしてN市郊外の農村地区に昭和29年創立された。敷地1,904 m^2 、建物618 m^2 （児童居室—12室、遊戯場、食堂兼学習室、保健室、調理室、宿直室、面接室、浴室、洗濯室、事務室、保母室、便所（男・女））、定員35名（昭和52年8月現在収容人員40名—幼児8名、小学生17名、中学生10

名、高校生5名）、職員14名（園長、指導員2名、保母7名、書記1名、調理員等3名、嘱託医1名）である。

この学園に於ける食についてみれば、献立表は、1人分につき、カロリー—2,400カロリー、蛋白質90 g 、脂肪60 g で日本人の平均栄養量を上まわっていた。児童期の必要所要量は平均以上でこの献立表は男子12才、女子13才前後の所要量である。この点では細かな配慮が見られる。飲食費が先にみたように1食100円程度の中でのやりくりは至難の業であり、日常費相当分のやりくりを思わせられる。住居についてみると、児童1人当たり2.47 m^2 （1畳半）以上とすることを児童福祉施設最低基準の66条2項は定めているが、6畳が3人に配当されており1人当たり3.24 m^2 で0.77 m^2 上まわっていた。しかしタンス、机等を置くとこれは寝るための部屋である。学習机も各部屋に一机あるのみで、これでは家庭学習の課題すら遂行できないであろう。衣については、細かく数量、質等明らかにする機会を得なかったが、多くを処置費でまかなっているようであり食費との関係で、嗜好による選択までは至っていないようである。

ところで、衣食住の生活手段は児童の発達にとって欠かせないものである。一方精神的な発達としての社会化は、第1次集団に於ける親子関係に深くかかわる。その代替である指導員、保母との生活関係の状態を役割期待と役割行動分析の調査の中からみてみたい。

一般家庭では、父、母と子という三元構造になっているが、本調査に於ては、父、母に対応する者が明確に区別されていないので、例えば、A、B、C、D、Eの児童たちの主な担当者が、その5人（ABCDE）の児童について回答し、5人の児童はその担当者について回答した。回答は、親用（以下、先生とする）は6名の先生が、子供用（以下、児童とする）は32名の児童が回答した。小学生の中で字の読めない児童、内容が理解しにくい児童については担当者が面接式で回答を求めた。

質問のトピックス（生活領域）は、一応、次の8項目に限定した。

1. 学校の勉強に関すること
2. 友達に関すること
3. 遊びや娯楽に関すること
4. お金の使い方に関すること
5. 学園内の手伝いに関すること
6. 身のまわりの整理、整頓に関すること
7. 外での出来事を隠さず打ちあけてくれること
8. 子供の将来のこと（進学、就職、結婚など）

また、この8つの領域について、保母指導員に対しては1.担当児童の現実（行動）の評価、2.担当児童に対する期待、3.担当児童に対する自己評価。児童に対しては、4.先生の現実（行動の評価）5.先生に対する期待（希

望) 6.先生に対する自己評価として調査を行った。その結果は<表2>であった。

結果と考察 (A)

①先生からみた児童の現実評価。先生が「よくしている」と思っているのは「手伝い」であり「よくしていない」と思っているものは「勉強」「整理整頓」「打ちあけ」である。②先生の児童に対する期待。「よくしてもらいたい」のは期待の高い順に「友人」「整理整頓」「手伝い」「お金の使い方」「打ちあけ」「遊び」「勉強」と、ほとんどであるが当然であろう。③先生の自己評価。自分が「きびしい」と思っている領域は「整理整頓」「将来のこと」(あまり児童を受入れたくない)「うちあけ」(相談相手になっていない)。これに対して「きびしくないと思っている領域は「友人」「勉強」についてである。④児童からみた先生の現実行動の評価。先生は「きびしくいわない」と思っている領域は「友人」「お金の使い方」「遊び」である。それに対して「きびしくいう」と思っているものは「整理整頓」と「相談相手」(相談相手になってないと思っている)である。⑤児童の先生に対する期待。何もいわないで欲しいという期待の高いものは「友人」「お金の使い方」「遊び」「将来のこと」(先生の意見に従いたくない)である。⑥先生に対する自己評価。「よくしていない」と思っているものは「うちあけ」(外でのできごとをうちあけていない)「勉強」「整理整頓」「手伝い」である。

結果と考察 (B)

この調査は、先生が児童に対し、児童が先生に対して現在最も強く希望していることが、どの領域にあるかを調べるため8つのトピックスの中から、今の状態で強く要望している項目を1つだけ選ぶようにした。しかし先生→児童)の場合重複して選んだ先生がいたので、それは延べ人数として計算した。先生から児童に希望する強さの順位は男女合計で「整理整頓」が圧倒的で、やや差をもって「勉強」「将来のこと」を重視している。これに対して児童の先生に対する希望では「勉強」と「相談相手」「将来のこと」が強かった。この調査で回答がないものが多かったのは、領域が8つのため低学年児には、その中から1つを選ぶという操作が困難であったからだと思われる。その他の児童たちが、先の3つをあげているのは進学、就職などの悩みからではないだろうか。この悩みは現実の反映であって、児童の進路については後でふれることにする。

結果と考察 (C)

「現実評価」「期待」「自己評価」別の合計点では、先生からみた児童の現実評価の合計は全体として「あまりよくしていない」と思われていることが示されている。

また、先生の児童への期待は「かなりよくやってもらいたい」のところに集中しており、「ひじょうによくしてもらいたい」となりそうだという調査前の予想とは少しはずれていた。先生の自己評価は「多少きびしい」というところに集中していた。では、児童は先生をどのようにみているのだろうか。児童からみた先生の現実評価は、「あまり厳しくない」、つまり「あまり何もいわない」と先生をみている。次に児童の先生に対する期待は「きびしく言って欲しい」と「何も言わないで欲しい」が半々位だが、後者の方がより強い。そして児童の自己評価であるが、「あまりよくしていない」が「よくしている」を少し上回っている。

結果と考察 (D)

以上の「相手の現実評価」「相手に対する期待」「行動の自己評価」は先生に対するものと児童に対するものとの間にはかなりの相違があることを示している。そこで次に児童と先生の回答のズレを更に検討してみたい。①「先生からみた児童の現実評価」と「先生の児童への期待」について

この調査は、児童の8つの生活領域について5点尺度で先生に評価してもらったもので、「現実評価」の得点と「期待」の得点を加えることにより、ズレを見出すものである。つまり、加えた得点は2点から10点までの間に散らばる。(1領域について)しかし、表を見やすくする為に得点を0点から8点に転換し、8点に近づくほど現実評価と期待とのズレが大きくなるように換算し直した。数値が大きくなる程、先生の児童に対する期待は大きいが、児童の現実はそのでないことを示している。先生の児童に対する期待はずれの大きなものは「先生へのうちあけ」「勉強」「身のまわりの整理整頓」に関する事項であり、中心は4点なので全体的には期待はずれが大きいとみなされる。

②「先生の自己評価 (A)」と「児童からみた先生の現実評価 (B)」のズレを示すものである。この表を見ると「こづかい」「手伝い」について児童は先生をあまりと考えており、この2つについて先生はもう少し厳しくしてもいいように思われる。それに対して先生を厳しいと考えているのは「相談相手」(あまり相談相手になってくれな)である。また、「将来のこと」(将来について児童の希望をあまり聞き入れない)である。総合点を見るとマイナスになっており、全体的に先生はあまり厳しくないと考えている。

③「児童から見た先生の現実評価 (A)」と「児童の生活に対する期待 (B)」

これは、児童を中心として児童、先生の間でズレを検出するものである。先生が厳し過ぎると思われているものは「整理整頓」が圧倒的に多く、「勉強」「遊び」が

(B) <表2-7> 先生の子にたいする希望順位

トピックス		1	2	3	4	5	6	7	8	不明	計
男の子に対する希望		15.4	15.4	7.7	-	3.8	27.0	11.5	19.2	-	100
女の子に "		20.0	10.0	-	-	60.0	-	10.0	-	-	100
男女合計		16.7	13.9	5.6	-	2.8	36.0	8.3	16.7	-	100

<表2-8> 子の先生にたいする希望順位

トピックス		1	2	3	4	5	6	7	8	不明	計
先生に 男子の希望合計		22.8	9.1	4.5	13.6	-	-	18.2	13.6	18.2	100
女子の "		20.0	-	-	-	-	-	10.0	20.0	50.0	100
先生に対する希望合計		21.9	6.3	3.1	9.4	-	-	15.6	15.6	28.1	100

(C) [現実評価][期待][自己評価]別の合計点(%)

<表2-9> A. 先生→子に対する現実評価合計
(最低8-最高40, 尺度の中心24)

	よい くない して 8~	12~	16~	20~	24	~28	~32	~36	よい くる して ~40	計
男の子	-	4.5	4.5	54.5	4.5	13.6	18.2	-	-	100.0
女の子	-	10	10	20	30	30	-	-	-	100.0
計	-	6.3	6.3	43.8	12.5	18.8	12.5	-	-	100.0

(男22名
女10名)

<表2-10> 先生→子の期待合計

	よ も く ら い た い て 8~	12~	16~	20~	24	~28	~32	~36	よ も く く ら て し わ い て ない ~40	計
男の子	-	31.8	31.8	22.7	13.6	-	-	-	-	100.0
女の子	-	-	50	40	10	-	-	-	-	100.0
計	-	21.9	37.5	28.1	12.5	-	-	-	-	100.0

<表2-11> 先生→子に対する自己評価合計

	き と び 思 い し う い 8~	12~	16~	20~	24	~28	~32	~36	き な う び い し と く 思 い ~40	計
男の子	-	-	9.1	63.6	18.2	9.1	-	-	-	100.0
女の子	-	-	-	60	20	10	10	-	-	100.0
計	-	-	6.3	62.5	18.8	9.4	3.1	-	-	100.0

<表2-12> 子→先生の現実評価合計

	き び し い 8~	12~	16~	20~	24	~28	~32	~36	き な い し く ~40	計
男の子	4.5	-	4.5	18.2	18.2	13.6	31.8	9.1	-	100.0
女の子	-	-	30	10	10	10	40	-	-	100.0
計	3.1	-	12.5	15.6	15.6	9.4	34.4	6.3	-	100.0

<表2-13> 子→先生の期待合計

	き い ら び つ い し て た い く も い 8~	12~	16~	20~	24	~28	~32	~36	き い で び わ ほ し く い い ~40	計
男の子	-	-	18.2	22.7	4.5	13.6	18.2	9.1	13.6	100.0
女の子	-	-	30	30	-	-	20	10	10	100.0
計	-	-	21.9	25	3.1	9.4	18.8	9.4	12.5	100.0

<表2-14> 子の自己評価合計

	よ い 思 く な て し い い て と る 8~	12~	16~	20~	24	~28	~32	~36	よ い っ く る て し と い 思 る ~40	計
男の子	-	4.5	13.6	27.3	18.2	22.7	13.6	-	-	100.0
女の子	-	-	20	30	20	10	10	10	-	100.0
計	-	3.1	15.6	28.1	18.8	18.8	12.5	3.1	-	100.0

(D) <表2-15> 「先生からみた子の現実評価(A)」と
「先生の子への期待(B)」のズレ

トピックス		1	2	3	4	5	6	7	8	総合点
性別										
男の子に対して		4.91	4.50	4.45	4.50	4.32	4.91	5.27	3.64	36.5
女の子に対して		4.20	4.90	4.70	4.50	4.20	4.90	4.60	3.30	35.3
計		4.69	4.63	4.53	4.50	4.28	4.91	5.06	3.53	36.13

<表2-16> 「先生の自己評価(A)」と
「子からみた先生の評価(B)」のズレ

トピックス		1	2	3	4	5	6	7	8	総合点
性別										
男の子の場合		-7.50	0	-0.73	-1.32	-0.73	-0.23	0	-0.09	-3.60
女の子の場合		0.30	-1.3	0.10	-0.20	-0.60	-0.30	0.50	0.80	-0.70
計		-0.25	-0.41	-0.47	-0.97	-0.69	-0.25	0.16	0.19	-2.69

<表2-17> 「子からみた先生の現実評価(A)」と
「子の先生に対する期待(B)」のズレ

トピックス		1	2	3	4	5	6	7	8	総合点
性別										
男の子からみて		0.18	0.09	-0.18	0.32	-0.36	-0.95	-0.05	0.23	-0.62
女の子からみて		-1.40	1.30	-0.40	-0.10	0.20	-0.50	0.30	0.20	-0.40
計		-0.31	0.47	-0.25	0.19	-0.19	-0.81	0.13	0.22	-0.55

<表2-18> 「子の自己評価(A)」と「先生からみた
子の現実評価(B)」のズレ

トピックス		1	2	3	4	5	6	7	8	総合点
性別										
男の子の場合		-0.41	-0.18	-0.18	0	0.59	0.23	-0.05	0.05	0.05
女の子の場合		-0.40	-0.80	-0.70	-0.90	0.30	-0.50	0.40	0.70	-0.90
計		-0.41	-0.38	-0.34	-0.28	0.50	0	0.09	0.25	-0.51

続いている。全体としては総合点がマイナスとなっているので先生はあまいと考えていると思われる。

④「児童の自己評価(A)」と「先生から見た児童の現実評価(B)」のズレを見出すものである。さて、児童の自己評価より先生から見た児童の現実評価の方が高いのは、換言すれば、先生が満足しているものは「勉強」「友人」「遊び」についてである。そして、児童の自己評価より先生から見た児童の現実評価の低いものは「手伝い」である。

養護施設は、家族機能を代替し、その養育過程を通して組織的に児童の社会化を計るものである。そこで問題となるいくつかの事柄を先にあげた結果の中から追ってみたい。「勉強」については、勉強をあまりやらないという児童の自己評価、先生もきびしくいわない中で児童の側の「学習意欲の減退」をみることができる。更に何もいわないで欲しいということから「放任」、知能の低い児童では現実テストの未熟による学習の失敗等をあげることができる。次に、「整理整頓」については、基本的な生活習慣をつけさせる為に、先生の側からも特に厳しく言われており、児童もそう感じとっているのに評価がよくない。これは、先生側の権威の欠如か、児童の依存による自主性確立(内面化)の失敗があるだろう。また先生側の過度の抑制による訓練失敗、児童の意欲減退が考えられる。次に「打ち明け」であるが、「出来事を打ち明けない」のは、学令期ではある程度認められると思うが、それに対応する「相談相手になってもらわなくてよい」という回答は問題があると思われる。一般に「心配事や困った事がある時」は、身近な信頼できる親に相談することが多いし、児童もそう願うのが通常である。ところが先生側でも、ここでは「相談相手になっていない」という結果がでているので、情愛の授受が充分でない事が考えられる。これは、入所以前の生育環境にもよると思うが、施設に於ては児童一人一人への十分な情愛の伝達に於て親子関係の代替を完全に行うことは困難であろうと思われる。「情愛」は社会的結合の基礎でもあり、学習、同一化、内面化に大きな影響を与える。従って、今後の施設養護過程に於ける重要な課題である。また、「何も言わないで欲しい」という「友人」「こづかい」「遊び」に関しては、自主性の発達期、青年期には当然のことと思われるが、最近増加しつつある「非行化」の問題等も考慮すると「友人」「遊び」に関してはもっと指導されるべきであろう。それは児童が価値、規範の内面化をすることにより、つまり先生側がより正しい規律(しつけ)を集団的統一の下になすことによって可能であり得ると思う。

本学園に於ては、さまざまな方向から家庭の代替の機能が果されているが、先生と児童の間にはまだ問題点が

残されているように思われる。施設養育と家庭養育とが併存する以上、その中に於ける生活関係における発達過程は同一ではあり得ない。しかし、みてきたように現実の養護施設に於ける児童と保母、指導員との生活関係は改善すべき点を持っている。即ち児童の人格の発達保障が十分であるとは言い難い。児童にとっての劣等処遇下での不安定ともいえる現実存在が将来への不安を無意識に感じさせているが故に保母、指導員への信頼を保母、指導員の努力にも拘らず彼等との同一基盤としての存在まで高めることができない生活関係の表われと言えなくはない。

次に、先にも問題点としてあがっていた進路についてみてみたい。児童の現時点での発達保障は言うまでもなく将来への発達につながるものでなくてはならない。つまり、将来に大きな可能性を含む児童の発達を考える時は、その時点だけを見つめて満足してはならないのである。ここでは、精神扶養の延長として進路の問題を二つ取りあげてみる。一つは進学についてである。今日、高校進学は当然という社会情勢の中で(1971年現在、全国の進学率は85.0%……文部省調べ)、施設に於ける高校進学の保障はなされているのだろうか。また二つには、経済的側面での社会的適応がうまくなされているかどうかをみるために、就職の問題についてとりあげたい。

学園では、高校進学者は昭和52年8月1日現在40名中5名であり、中学校卒業後に就職する児童も多い。また高校進学の際の教育費調達は、現在措置費の中に経費が認められていないので、次のような方法で調達している。

- ①都道府県が設置している奨学金制度
- ②日本育英金、その他の育英資金
- ③授業料免除、減免措置をうける
- ④後援者による援助
- ⑤施設または法人の負担
- ⑥家庭、保護者の負担
- ⑦本人のアルバイト
- ⑧母子福祉資金の貸付を受ける
- ⑨その他

鳥根県では、昭和49年4月1日現在三施設で中学校卒業業者数16名のうち進学者は3名、就職進学者5名、就職者8名となっており、進学率50%(一般88.3%)を示している。高校進学は、その後の就職時とも関連してくるので、本人の希望があればその保障はなされるべきであり、その経費は措置費の中に組みこまれるべきである。

次に就職についてであるが、学園に於て、今まで(昭和49年4月1日現在)の退園児164名中76名(退園児の46%)が就職し、職種、離職状況は表3のようになっている。(但し、結婚、家庭への17名は除く)同時に、

全国養護施設、一般児童の統計も併せておく。職種では、技能工、生産工程作業員及び単純労働者の割合が最も高く、サービス業が次いで高くなっている。この傾向は中学卒の一般児童にもいえるが、これらの職種は、賃金、危険度等の労働条件は未だ相対的にも低い、そしてそのことが下向移動をより多くもたらす。離転職者は学園では27%であり、全国より下回っているとはいえ就職の際の十分な検討や指導が必要である。就労の場が不安定：低収入層の部類であることは、下向移動をもたらす、要保護児童を再生産する危険がより大きいともいえる。即ち低賃金、長時間労働、不安定就労はさまざまな形で生活不安、生活困難、生活障害、生活危険を生じやすく、もしこれらに落ち入るとすれば、自らの子女の養育にも困難性が生じ、貧困が代的にも貧困を生む循環がみとれるといえなくはない。そしてそれは、先にのべた社会的責任であるにも拘らず、個人にその責を負わされることになる。

このような現状を改善する為に施設職員の増員、措置費の改善もさることながら、地域の人々の協力をもあげることができる。施設を地域に解放し、交流を深め、施設内で充分果たせぬ機能を地域社会で補っていく方向づけは大切であると考えられる。新しい貧困といわれる状態の深化の下、地域の人々へ「他人事でない」という認識をもたせることも施設のもう一つの役割である。では地域住民が現代の児童問題についてどのように考えているか、また、(A)学園をどのようにみているかを調査した。この調査は、この学園と地区を同じにしている

K町とN市の中心地であるY町で各30名を対象として、行ったものである。抽出家庭はアトランダムである。回収はK町で29名、Y町で30名である。まず、児童問題について生活問題の4領域で(1)これからも増加すると思われるもの、を選んでもらった。これは問題の認識が、自分のこととしてとらえられているかどうかをみるためである。結果は<表4>である。(1)では将来増加すると思われる問題を順に生活困難、生活環境の障害、生活関係の障害、日常生活能力の障害とみており、現在の社会状況では、経済的な問題が発生する可能性が一番大きいと考えている。しかし、(2)をみると自分に生起するだろうと思っている人は各項目ともに半数に減少しており、問題は起るだろうが、あまり自分には関係がないととらえている人が多い。次に、(A)学園と学園に関連した事項12項目について質問した。「(A)学園の存在」については、ほとんどが知っていた(59名中57名…96.6%)。その設立理由についても予想したよりもよく理解されていた(59名中43名…72.9%)。また、「学園が当市に存在することについてどう思うか」という質問には、両地域ともに「良くない」の回答はなく、「良い

<表3>

43年度中学校卒業児童の進路別内訳 44年4月1日現在

内 訳	実 数	%
進 学 者(A)	290 ^人	9.4
就 職 進 学 者(B)	430	13.9
就 職 者(C)	2,099	67.9
職 業 訓 練 所	175	5.66
不 明	94	3.04
計 (D)	3,088	
再 掲	進学率 $\frac{A+B}{D} \times 100$, $\frac{720}{3088} \times 100$	23.3
	就職率 $\frac{B+C}{D} \times 100$, $\frac{2509}{13088} \times 100$	82.0

資料：全社協編集「養護施設30年資料編」

離転職状況(%)

・A学園

総 数	回 数					その他
	0	1	2	3	4	
100.0 (76)	42.1 (32)	10.5 (8)	15.8 (12)	6.6 (5)	2.6 (2)	22.4 (17)

() 内実数

・全国(養護施設)

総数	転退職なし	転 退 職 あり					1年 以上
		総数	1か月 未満	1~2 か月	3~5 か月	6~11 か月	
100.0	67.1	100.0 (32.9)	5.3	13.9	21.1	37.8	22.0

資料：全社協編集「養護施設30年資料編」

(1)職業別にみた就労児童数(%)

	A学園	全 国	中学卒の 一般児童
総 数	100.0(59)	100.0	100.0
事 務 従 事 者	8.6(5)	2.2	1.1
販 売 従 事 者	—(0)	4.9	5.1
農 林・漁 業 作 業 者	—(0)	1.0	6.1
運 輸・通 信 従 事 者	—(0)	1.3	2.4
技能工、生産工程 作業員単純労働者	55.9(33)	68.8	70.5
サービス職業従事 者	16.9(10)	16.1	11.1
そ の 他	18.6(11)	5.6	3.7

() 内実数

資料：全社協編集「養護施設30年資料編」

<表4>

(1)将来、増加すると思われるもの(%)

項目	K 町	Y 町	計
生活困難	68.9(20)	76.7(23)	72.9(43)
生活環境の障害	66.2(16)	53.3(16)	53.3(32)
生活関係の障害	51.7(15)	50.0(15)	50.0(30)
日常生活能力の障害	27.6(8)	36.7(11)	32.2(19)

()内実数

(2)自分の家族に生起する可能性があると思われるもの(%)

項目	K 町	Y 町	計
生活困難	48.3(14)	43.3(13)	45.8(27)
生活環境の障害	13.8(4)	36.7(11)	25.4(15)
生活関係の障害	27.6(8)	16.7(5)	22.0(13)
日常生活能力の障害	13.8(4)	20.0(6)	16.9(10)

()内実数

(好ましい、別にかまわない)」という回答は、59名中52名(88.1%)を占めていた。N市は封建的な風土の残存がみられる中で、学園に対し良い認識をもっている結果が出たのは、回答者が比較的若い年代の母親が多かったからかもしれない。が、こういう傾向が見られたことは非常に好ましい。続いて、「学園に対する協力と職員との交流を希望するか」という質問に対しては、協力面で「協力したい」という意見は、59名中30名(50.8%)であった。また交流面では、「交流を持ちたい」は、59名中15名(25.4%)「別に持ちたいと思わない」は25名(42.4%)であった。この「持ちたい」との意見は、更に地域の中に発展させ具体化されねばならない。この二種の質問で「わからない」と回答されたのが「協力」で15名、「交流」で19名である。この意味するところでは「施設の実態」を知らせることが必要な事柄といえよう。次に、学園で催す会への「参加状況」についてである。これは、K町への呼びかけなので、Y町では当然0名であるが、K町では「いつも参加する」「時々参加する」が29名中27名であった。参加者は母親や小学生がほとんどである。次に「学園への要望」について意見を聞いた。Y町では「寄付の希望」「市民への情報提供」「行政への予算設備の改善の要求」などがあり、K町では、学園自体のことで「職員の態度(若い職員はあまりよくない)」「地域社会に何を望んでいるか」についてであった。ここでは、住民が学園からの情報提供を望んでいることがわかる。このことは施設を地域社会に開放する上で重要な望ましい意見である。次に「要保護児童の救済責任の所在」について尋ねた。「地方自治体、国」が59名中44名(74.6%)、次いで「親類」が12名

(20.3%)、地域住民が3名(5.1%)である。「親類」が12名となっているが、今日弱体化した家族制度では、救済といっても困難以外にないだろう。「地域住民」が3名というのは少数だが価値のある意見である。このように「今日の生活問題」への関心は大きい、自分の事として感じている人はその半数であり、顕在化する危険性はすべての人々にありながら、それはあまり認識されていない。「A学園」については存在は好ましいと考えており、協力、交流はできれば行いたい実態が不明確な為もっと情報を提供して欲しいと考えており、養護施設の要保護児童の救済は「国、地方自治体」が行うべきだという結果であった。そこで施設側からの情報提供、要望などを住民に知らせ、又住民もそれを取り入れて施設を地域に開いていく積極的な態度が必要である。また、社会福祉協議会も、その活動などを住民に知らせ施設のPRや住民・施設間の中間体としての役割を果すべきであろう。地域住民調査の回答に「交流を持ちたい」という意見があったが、このような意見は施設の正しい認識のため、また施設、地域両側面での児童養護を推進するのに重視されるべきである。そして施設職員は、自らが「生活問題の担い手」として、一方社会福祉政策の中で働く労働者として、政策の改善・充実を要求していくことが必要である。そのことは、施設利用者の処遇向上につながっていくものと思われる。そして地域住民も「対象者」と共通な福祉問題の発生状況下にあるのだから、住民の生活のあり方を下から規定するものとして職員と共に運動を発展させていくこと、また、ボランティア活動の参加が重視され、そうしていかなければならない。現状では、発生する問題は多くの要因を含み、複雑化しており、年々対象者は増加している。その時、他人事でないという認識を深めること、積極的な情報の提供、取り入れ、福祉労働者の運動と住民運動等の交流、共同、統一を行うことが必要であり、同時に政策として社会保障が拡充され、生活困難時における世帯の所得保障、生活手段としてその必要度の高まってきた社会的共同消費財である児童遊園、児童館、歩道及び自然環境、保育園など物的な面と共に精神、文化的なサービスを社会的に実現していく事が展開される必要がある。これらを実現する事は、労働力の再生産を個人的責務から解放し、真に社会的な保障へと進め、今日の国民総福祉対象化への実際的警告となる。

最後に、調査に御協力下さいました施設長を初め、保母、指導員の皆様、地区住民の方々に厚く御礼申し上げます。

〈引用文献・注〉

- (1) K. Marx：向坂逸郎訳，資本論，岩波書店，I
巻，2編，4章，p. 224，昭和47年
- (2) 高島進：現代の福祉，有斐閣，p. 21，昭和52年
- (3) 吉田久一：日本の救貧制度，勁草書房，p. 61～
64，昭和48年，吉田久一教授の見解を著者が
要点のみまとめた。
- (4) 吉田久一：養護施設30年，社会福祉協議会，p.
12，昭和51年